

「フォークリフト荷役技能検定」のあらまし

陸上貨物運送事業労働災害防止協会（厚生労働省所管の特別民間法人）では、平成 27 年度から「フォークリフト荷役技能検定」を実施しています。

この技能検定は、フォークリフト運転者の安全・正確・迅速な荷役作業の技能を 1 級及び 2 級として評価・認定するもので、技能の向上を通じて荷役災害の防止を図るものです。

1 技能検定の職種及び作業

技能検定の職種は「フォークリフト荷役」、作業は「フォークリフトによる荷役作業」です。

技能検定の対象とする業種は、陸運業、製造業をはじめ、フォークリフトを使用するすべての業種です。

2 技能の程度

(1) 検定 1 級

フォークリフト荷役技能検定 1 級（以下「検定 1 級」という）の技能の程度は、フォークリフト運転技能講習修了後 5 年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する上級のフォークリフト運転者を標準として、安全、正確、迅速な荷役作業の高度な技能を有すると認められ、指導的役割を担える者です。

(2) 検定 2 級

フォークリフト荷役技能検定 2 級（以下「検定 2 級」という）の技能の程度は、フォークリフト運転技能講習修了後 3 年程度のフォークリフトによる荷役作業の実務経験を有する中級のフォークリフト運転者を標準として、安全、正確、迅速な荷役作業の基本の技能を有すると認められる者です。

3 技能検定試験

技能検定試験は、①学科試験、②点検試験（実技）及び③運転試験（実技）により行います。

4 技能検定試験の合格基準

技能検定試験の合格者は、学科試験及び実技試験のいずれにも合格した者です。

学科試験の合格者はその点数が満点の 80% 以上の者です。また、実技試験の合格者は、点検試験と運転試験の合計点数が満点の 80% 以上であり、かつ、点検試験及び運転試験の点数がいずれも満点の 60% 以上の者です。

5 受検資格等

(1) 検定1級試験の受検資格

フォークリフト荷役技能検定2級合格後2年以上の実務経験を有する者または、同等の者として別途定める者です。

(2) 検定2級試験の受検資格

フォークリフト運転技能講習修了後2年以上の実務経験を有する者または、同等の者として別途定める者です。

6 試験科目の免除

学科試験合格者又は実技試験合格者については、それぞれ当該試験の合格者として、当該年度を含む3年度間については、合格した試験科目については受検を免除します。

7 試験問題（2級の場合）

(1) 学科試験

荷役作業一般、関係法令、及びフォークリフトの走行・荷役・力学についての基本的な知識を有しているかをみる試験です。

(2) 点検試験

規定の作業開始前点検の項目について、一定の時間内に適切な点検を行うことができるかどうかをみる試験です。

(3) 運転試験

規定の試験コースにおいて、一定の時間内に定められた方法で、適切な走行、運搬、荷の積卸し作業を行うことができるかどうかをみる試験です。



運転試験のイメージ